

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 12 月 13 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(9) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる事業者が、福岡市及び北九州市内において実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

⑤ 株式会社国際海洋開発 【平成 30 年 3 月より実施】

⑥ 一般社団法人無人機研究開発機構 【平成 30 年 3 月より実施】

(12) 名称：国家戦略特別区域空港アクセスバス事業

内容：運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる事業者が、運行する特定の路線において、運賃については上限認可制を届出制に、運行計画については届出期日を短縮することで、利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る。

① 株式会社ロイヤルバス

- ・新規に開設する福岡空港と百道地区を結ぶ路線【平成 29 年 4 月を目途に実施】

② 西鉄バス北九州株式会社

- ・北九州空港と小倉地区を結ぶ路線【平成 30 年 1 月を目途に実施】